

要安全確認計画記載建築物の報告命令（建物）

建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第2項の規定に基づき、耐震診断結果の報告をしていない建築物の所有者に対して行った報告命令の内容を公表します。

所有者名	建築物の位置 (登記上の家屋番号)		建築物の用途 ※	命令した年月日	命令の内容	除却等の予定		備考
						内容	実施時期	
株式会社金子洋服店 代表取締役 金子秀平	北区曽根崎1-25-2	25番2-1	店舗・事務所・居宅・ 作業場	平成31年1月24日	令和2年3月31日までに耐震診断結果の報告を行うこと。	－	－	
日進産業株式会社 代表取締役 清水真一 代表取締役 陳修己	北区太融寺町113-1、113-2、113-5、110-3、109-3、109	113番1-1、109番	事務所・店舗・車庫	平成31年1月24日	令和2年3月31日までに耐震診断結果の報告を行うこと。	－	－	
梶田智子	東成区神路1-11-1、59-1、58-1	11番1	共同住宅・車庫	平成31年1月24日	令和2年3月31日までに耐震診断結果の報告を行うこと。	－	－	
株式会社協和産業 代表取締役 長川光	東成区中本1-14-8、53-3	14番8	共同住宅・店舗・ 事務所	平成31年1月24日	令和2年3月31日までに耐震診断結果の報告を行うこと。	－	－	

※建築物の用途については、登記されている用途を記載している。